園 則兼運営規程

<重要事項説明書>

2017(平成29)年11月4日理事会審議 2018(平成30)年3月29日理事会審議

2018(平成30)年4月1日改定実施

2019(令和元)年11月30日改定実施

2020(令和2)年11月28日改訂実施

2021(令和3)年3月27日改定

2022(令和4)年3月26日改定

2024(令和6)年3月20日改定

2025(令和7)年3月20日改定

学校法人堀口学園

幼保連携型認定こども園 昭苑こども園

昭苑こども園 園則(兼運営規程)

(事業所の名称等)

第 1 条

学校法人堀口学園か "設置するこの保育園の名称及ひ "所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 幼保連携型認定こども園 昭苑こども園
- (2)所在地 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井1-1-105

(施設の目的及ひ *運営方針)

第 2 条

昭苑こども園(以下「本園」という。)は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及ひ "その後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子と "もに対する教育並ひ "に保育を必要とする子と "もに対する保育を一体的に行い、これらの子と "もの健やかな成長か "図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 本園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子と *もの最善の利益を考慮し、その 福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員か 、家庭との密接な連携の下に、子と もの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子と **も・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で 、、健やかて 、豊かな心と体か で 育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。
- 7 本園は当園則兼運営規則(重要事項説明書)について保護者から同意書をもらうこととする。

(学級の編制)

第 3 条

満3歳以上の園児については、教育課程に基つ 、く教育を行うため、学級を編制する。この場合、3歳児学級(年少)の教室の一部を使うか、3歳児学級(年少)とは別に満3歳学級を設けるか、2歳児クラスの保育室の一部を利用して保育をするか、のいずれかとする。

- 2 1学級の園児の数は、3歳児は30人以下、4歳児・5歳児は35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同し *年齢にある園児て *編制することを原則とする。

(認可定員)

第 4 条

本園の認可定員は173名とし、区分ごとの定員は下記の通りとする。

- (1)子ども・子育て支援法第19条第1号に該当する子ども(保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下、「1号認定子ども」という。) 60名
- (2)子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下、「2号認定子ども」という。) 65名

及び子ども・子育て支援法第19条第3号に該当する子ども(保育を必要とする満3歳 未満の子ども。以下、「3号認定子ども」という。)48名。

(利用定員)

第 5 条

本園の利用定員は、子と *も・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項 各号に掲け *る小学校就学前子と *もの区分こ *とに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子と *も(保育を必要とする満3歳以上の子と *も。 以下「1号認定子と *も」という。) 60名
- (2) 法第19条第1項第2号の子と *も(保育を必要とする満3歳以上の子と *も。 以下「2号認定子と *も」という。) 65名
- (3) 法第19条第1項第3号の子と *も(保育を必要とする満3歳未満の子と *も。 以下「3号認定子と *も」という。)のうち、満1歳以上の子と *も 36名
- (4) 3号認定子と *ものうち、満1歳未満の子と *も 12名
- (5)第1号の子どもの保護者が酒々井町の定める月就労時間の条件を満たす場合、新2号の認定申請をすることができ、園の承諾をもって新2号の認定を 受けることができる。

(提供する教育・保育等の内容)

第 6 条

本園は、保育所保育指針及び幼保連携型認定こと *も園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基つ *き、以下に掲け *る教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 子ども子育て支援法第27号第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
 - (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第 7 条

前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子と *もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 18 年 9 月 7日文部科学省・厚生労働省令第 3 号)第2条各項のとおりとする。

(延長保育)

第 8 条

本園は、保育標準時間認定子と *もについては7時から7時30分まて *及び18時30分から19時まで、保育短時間認定子と *もについては7時から9時まて *又は17時から19時までの範囲内で、それそ *れ保育時間を超えて保育か *必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第 9 条

本園は、平日7時30分から18時30分まて (土曜日なし)、保護者か 、病気や 出産、家族の看護等で 、緊急に保護か 必要とされる子と もに対して、一時的に保育 を実施する。たた し、受け入れ態勢や子と もの状況なと により、受け入れか 困難な 場合はこの限りて ない。

2 本園は一時預かり利用者から利用料等について同意書をもらうものとする。

(職員の職種、職員数及ひ *職務の内容)

第 10 条

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、職員数及ひ *職務内容は、次のとおりとする。たた *し、利用乳幼児の受け入れ状況等により、職員数か *変動する場合か *有り得る。

(1)園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及ひ *業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2)副主幹保育教諭 2名(常勤専従)

副主幹保育教諭は主幹保育教諭及び園長を補佐する。

(3)主幹保育教諭 1名(常勤専従)

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとと もに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4)保育教諭 16名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録 及ひ *家庭連絡等の業務を行う。

(5)栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1~2 歳児の乳児食及び3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、 必要に応じ 調理に携わる。

(6)給食調理員 1名

給食調理員は、栄養士の作成した献立に基つ **き、給食及ひ **おやつ を調理する。

(7)事務員2名

事務員は保育料等の集金、集計ほか現金出納、小口現金管理、伝 票入力、元帳、財務諸表の作成等、会計経理の事務を行う。

(8) 園バス運転手1名

園バス運転手は1号認定、2号認定、満3歳以上の3号認定の園児 バス送迎のため園バスを運転し、園バス送迎に関わる時刻表の 作成、園バス整備点検等をする。

(9)学校医 1名(嘱託)

学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている職務を 行う。

(10)学校歯科医1名(嘱託)

学校歯科医は学校保健安全法施行規則第23条に規定されている職 務を 行う。

(11)学校薬剤師1名(嘱託)

学校薬剤師は学校保健安全法施行規則第24条に規定されてい る職務を行う。

2 職員の職務は、1項の定める職務の他、認定こども園法及びその他関係法令の定めるところによる。

(学期と学年)

第 11 条

本園は1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まて **
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まて **
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まて **
- 2 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(教育・保育の提供を行う時間)

第12条

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1)教育に係る標準的な一日の時間(教育時間) 月火水木金は9時から14時までを教育時間とする。
- (2)保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

7時30分から18時30分まて *の範囲内て *、保護者か *保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

8時30分から16時30分まて *の範囲内て *、保護者か *保育を必要とする時間とする。

(教育・保育の提供を行う日)

第 13 条

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日まて *とする。

- 2 本園の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 教育・保育上必要か ゛あり、または、やむを得ない事情か ゛あるときは、前項の規定にかかわらす ゛休業日に教育・保育を行うことか ゛ある。
- 4 非常変災その他急迫の事情か *あるときは、臨時に教育・保育を行わないことか *ある。

(選考基準)

第 14 条

本園の2号認定子ども及び3号認定子どもの選考基準は、酒々井町の定める利用基準を準用し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考する。1号認定子どもの選考基準及び酒々井町の定める保護者の就労時間を満たす新2号子どもの選考基準は本園で定める。

(休園、退園、転園に関する事項)

第 15 条

休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の開始と終了に関する事項)

第 16 条

本園は酒々井町の認定をもって教育・保育の提供を開始するものとする。

- 2 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 1号認定、新2号認定及び2号認定子と *もか *小学校就学の 始期に達したとき
 - (2) 3号認定子と *もの保護者か *、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難か *生し *たとき 3 本園か *定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及ひ *その額) 第17条

酒々井町特定教育・保育施設及ひ *特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第20条第5号に基つ *き支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額は以下の通りとする。

保育料

- (1) 本園は満3歳になった後の1号認定子ども、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの1号、新2号、2号子どもの基本保育料を無償とする。
- (2) 0歳児から2歳児までは酒々井町の規程に基づき住民税非課税世帯を対象として基本保育料を無償とし、それ以外の世帯については保護者負担とする。
- (3) 酒々井町以外の管外の子供については在住市町村の規定に従う。

教材

対象	費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
教材 3歲児以上全員	有用の種類 クレヨン お道具箱 ねんど500g ねんどケース ねんど板 ねんどべら	680円 690円 390円 400円 510円 280円	教育活動の教具として使用	2月第2週 金曜日まで

教材				
教材 3歳児以上全員 教材	おはようブック せいさく帳 おたよりケース 防災クッション 同上カバー ピアニー	385円 <u>470</u> 円310 円 3,300円 <u>880</u> 円		
4歳児以上全員	(鍵盤ハーモニカ)	6,930円		
教材 5歳児全員	ソフト色鉛筆 スティックのり (22g2本)	1,010円 208 円		
教材 全園児	カラー帽子(3~5歳児) カラー帽子	1,240円	屋外での活動で使用	
	(0~2歳児、満3歳)	1,180円		
体操服3歳児以上全員	半袖体操服上体操半ズボン	2,496円 2,780円	体操服は通園着、遊び着として通園時、 運動時等に使用。	
	1号認定	月5,300円	週5回給食又は毎日 お弁当持参のいずれ か	
給食代	2号認定及び 新2号認定	月7,100円 (うち1,800円は おやつ代) 新2号でおやつ を食べない場合 は月5,300円	酒々井町(管外園児の場合は在住市町村)の規定により副食代が免除になる世帯は、主食代を月1,500円のみ自己負担する。	12日 エンペイ請求 後、1週間以内
バス代(柔神老のな)	町内在住児	2600円/月		12日
(希望者のみ)	町外在住児	3700円/月		エンペイ請求 後、1週間以内
卒園積立金	5歳児のみ全員	1700円/月	年度末お別れ会及	12日

年間保険料(全園児)	共済掛金費	285円	び卒園アルバム作成 費用として 園内での事故発生時	エンペイ請求 後、1週間以内 4月12日 エンペイ請求
(1.64)	7101121 III J	2001,	の賠償責任保険	後、1週間以内
特色ある教育のための月特定負担額	1•2号認定	1000円/月	昭苑こども園ならではの教育・保育の質の向上に向けた取り組みのため。鼓隊、日舞指導、バスハイク、行事の外部会場使用料等	12日 エンペイ請求 後、1週間以内
乳児保育料		 在住市町村が 定める額	保育料、給食代他	 12日 京葉銀行 口座引落

3 延長保育の料金は以下のとおりとする。

区分	料金	備考
月~金	30分、月額600円	
土	30分、月額150円	2号認定、3号認定の保育短時間 の方

4一時預かり保育の料金は以下の通りとする。

対象	料金	時間	曜日
0~2歳児	30分	7:30~	月~金(祝日は除く)
(未就園乳児)	150円	18:30	
3~5歳児	30分	7:30~	月~金(祝日は除く)
(1号、新2号、	75円	18:30	
未就園幼児)			

- ・新2号認定子どもの一時預かり保育料は保育料無償化の対象。 料金の精算については酒々井町の規定に従う。
- 5 園は園全額負担で園児賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応方法) 第 18 条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子と *もに病状の急変、その他緊急 事態か *生し *たときは、速やかに嘱託医又は子と *もの主治医に連絡する等、 必要な 措置を講し *るものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故か "発生した場合は、酒々井町、子と "もの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講し "るものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故 発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講し *るものとする。
- 4 子と *もに対する教育・保育の提供により賠償すへ *き事故か *発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 19 条

本園は認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び運営基準第32条の 規定により、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。

- 2 本園は、非常災害に備え、子と *もの安全を確保するための具体的な計画及ひ *マニュアル(次項及ひ *第4項において「計画等」という。)を作成することとする。
- 3 園は、計画等に基つ *き、子と *もの避難及ひ *関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子と *もに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 4 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及ひ゛消火に係る訓練を実施するものとする。
- 5 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び *必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第 20 条

本園は、子と *もの人権の擁護及ひ *虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を 行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講し *るものとする。

(記録の整備)

第 21 条

本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲け *る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 酒々井町の運営に関する基準を定める条例に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及ひ *事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応について)

第 22 条

保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、本園は、

速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、以下の通りである。

•解決責任者

昭苑こども園 園長 堀口義也

(連絡先:043-496-3238)

•受付担当者

副園長及び主幹保育教諭

(連絡先:043-496-3238)

•第三者委員

小早稲 美穂 連絡先 miho-khs.ailes@shoen.ed.jp 林 華子 連絡先 hanako-hys.ailes@shoen.ed.jp

(自己評価について)

第 23 条

本園は教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2. 保育教諭等の自己評価及びこども園の自己評価については年1回は行い、こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(第三者評価について)

第 24 条

本園は第三者評価事業を5年を目安に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 25 条

本園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(嘱託医)

第26条

本園の嘱託医は以下の通りとする。

種類	氏名	提携医療機関等	連絡先
園医	大前利道	酒々井虎の門クリニック	電話043-310-7021
園歯科医	尾形聡	おがた歯科医院	電話043-496-8450
園薬剤師	石井美帆子	ひまわり薬局	電話043-496-3826

附則

- この園則は平成30年4月1日から昭苑幼稚園及び昭苑保育園の旧園則を全面改定し、実施する。
- 2. この園則は令和元年11月30日に審議し改訂を決定するが、令和元年10月1日に遡及し改訂し、実施する。
- 3 この園則は令和2年11月28日に審議し、令和2年10月1日に遡及して改訂、実施する。
- 4. この園則は令和3年4月1日から改定実施する。
- 5. この園則は令和4年4月1日から改定実施する。
- 6. この園則は令和6年4月1日から改定実施する。
- 7. この園則は令和7年4月1日から改定実施する。

・新旧対照表:2025年度を迎えるにあたっての一部変更

対

(保護者から受領する利用者負担額その 他費用の種類、支払を求める理由及ひ * その額)

第17条

教材

(対象)

体操服 <u>3</u>歳児以上全員 (費用の種類)(納付額)

クレヨン 680円

お道具箱 <u>690</u>円 ねんど500g <u>390</u>円 ねんどケース 400円 ねんど板 510円

ねんどべら 280円

(対象)

3歳児以上全員

(費用の種類) (納付額)

おはようブック 385円

名札235円せいさく帳470円おたよりケース310円防災クッション3,300円

同上カバー 880円

(対象) 5歳児全員

(費用の種類) (納付額) スティックのり(22g2本)208円

(対象) 全園児

(費用の種類) (納付額) カラー帽子(3~5歳児)<u>1,240</u>円 カラー帽子(0~2歳児、満3歳)1,180円 (保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及ひ *その額)

第17条

教材

(対象)

2歳児以上全員

(費用の種類)(納付額)

クレヨン 680円

お道具箱 640円 ねんど500g 370円 ねんどケース 400円 ねんど板 510円

ねんどべら 280円

(対象)

3歳児以上全員

(費用の種類) (納付額) おはようブック 385円 名札 235円 せいさく帳 460円 おたよりケース 310円 防災クッション 3,300円 同上カバー 550円

(対象) 5歳児全員

(費用の種類) (納付額) スティックのり(10g3本)200円

(対象)

全園児

(費用の種類) (納付額) カラー帽子(3~5歳児)1,190円

カラー帽子(0~2歳児、満3歳)1,180円

(苦情対応について)

第 22 条

保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、以下の通りである。

•解決責任者

(苦情対応について)

第 22 条

保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、以下の通りである。

•解決責任者

昭苑こども園 園長 堀口義也	昭苑こども園 園長 堀口義也
(連絡先:043-496-3238)	(連絡先:043-496-3238)
・受付担当者	・受付担当者
昭苑こども園 副園長及び主幹保育教諭	主幹保育教諭 喜多山文子
(連絡先:043-496-3238)	(連絡先:043-496-3238)
附則 1~6(省略) <u>7. この園則は令和7年4月1日から</u> 改定実施する。	附則 1~6(省略)